

伊自良苑保護者会研修参加補助規定

伊自良苑保護者会の研修参加に対する助成を、以下の通り定める。

- (1) 対象者 伊自良苑保護者及び利用者の親
- (2) 対象行事 事業計画に予定されているもの
役員会または会長が必要と認めたもの
- (3) 助成内容 「参加費及び遠距離の交通費・宿泊費（実費）」の **1/2** を補助するものとする。
食費、懇親会費は対象外とする
遠距離は概ね片道 **40Km** 以上とするが、行事毎に役員会または会長が決めるものとする。

(附則)

この規定は、平成 **24** 年 4 月 1 日から施行する。

伊自良苑保護者会対外行事参加補助規定

伊自良苑保護者会を代表して対外的な行事に参加する場合の助成を、以下の通り定める。

- (1) 対象者 伊自良苑保護者会長または代行者
- (2) 対象行事 役員会または会長が必要と認めたもの
- (3) 助成内容 参加費及び遠距離の交通費・宿泊費（実費）全額を補助するものとする。
食費、懇親会費は対象外とする。
遠距離は概ね片道 **40Km** 以上とするが、行事毎に役員会または会長が決めるものとする。

(附則)

この規定は、平成 **24** 年 4 月 1 日から施行する。